

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行
について（通知）

気 水 第 37 号

令和4年6月21日

1 改正の趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第42条では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）と連携した仕組みとして、化管法第5条第2項に基づく第一種指定化学物質の排出量及び移動量に係る届出（以下「P R T R届出」という。）の際に、第一種指定化学物質の管理目標等を作成し、報告することを規定している。この報告期限については、化管法に合わせ、毎年6月30日までとしているところだが、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年3月31日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号）が公布され、P R T R届出について、令和4年度から令和6年度までの間に行われる届出に限り、電子により届出を行うときは届出期限が7月31日まで1か月間延長された。

条例第42条に基づく報告は、化管法に基づき把握した排出量等について、その管理目標等を作成するものであり、報告期限は化管法と整合を図る必要があることから、条例報告の報告期限を化管法と同様とするため、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則を改正する。

2 改正の内容

毎年6月30日までに提出を求めている「化学物質管理目標作成（達成状況）報告書」の提出期限を、令和4年度から令和6年度までの間においては、化管法と合わせてP R T R届出を電子により行う事業者にあつては7月31日まで延長する。なお、P R T R届出は電子により行うが、条例報告は書面で行うという場合であっても、提出期限は7月31日までとする。

3 施行期日

公布の日